

## Aの答え

アルバイト代関係	×	①たとえ研修中であっても、会社などに雇われて働く場合は、最低賃金を下回って働かせることはできません。この場合、最低賃金(クイズにおいては823円)が支払われることとなります。なお、「高校生であること」を理由に最低賃金を下回ることもできません。(参考:最低賃金法第4条)
	○	②採用時に会社などと合意した以外の仕事(クイズにおいては、開店の準備や片付け)であっても、会社の指示で働いた分は、当然に賃金(アルバイト代)が支払われなければなりません。この分が支払われないのは、労働基準法違反です。(参考:労働基準法第24条)
	×	③お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合がありますが、法律上は、少なくともアルバイト代から弁償金を差し引くことはできません。また、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。(参考:労働基準法第24条)
	○	④労働時間は1分単位で把握する必要があり、会社などは把握した時間に基づいてアルバイト代を支払う必要があります。その際、日々の労働時間を1分でも切り捨てることは、労働基準法違反です。(参考:労働基準法第24条)
	×	⑤遅刻をしたらその分だけアルバイト代が支払われないことは違法ではありませんが、遅刻をしたことによる損害が発生したかしていないかを問わず、一律に違約金(罰金)を定めることは、労働基準法違反です。(参考:労働基準法第16条)
時間関係	×	⑥お店の忙しさと休憩時間の取得は関係ありません。お店が忙しくても、6時間を超える労働に対しては45分以上の休憩時間、8時間を超える労働に対しては1時間以上の休憩時間を働く人に与えなければなりません。(参考:労働基準法第34条)
	○	⑦シフトを変更するには、法律上、事前に働く人とお店との間の合意が必要です(労働契約法や民法)。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困るときは、はっきりと断りましょう。また、決められたアルバイトの曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、あきらめずに店長や上司などに相談しましょう。(参考:労働契約法第8条)
	×	⑧労働基準法は、満18歳未満は原則として午後10時から翌朝5時まで働くことを禁止しています。お店が忙しくても午後10時を過ぎて働くことはできません。(参考:労働基準法第61条)
退職・解雇関係	×	⑨アルバイトを含む労働者は、原則として会社などを退職することをいつでも申し入れることができます。あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、働く人は退職の申し入れをすれば、2週間経てば辞めることができます(民法の規定)。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先も困るでしょうから、辞めたいという意思を早めに伝えることや、アルバイト先とよく話し合うことが重要です。少なくとも、代わりを見付けてこないアルバイトをやめることができない、ということはありません。(参考:民法第627条)
その他	×	⑩基本的に、ケガが働く人のミスによるものであっても、仕事が原因のケガであれば「労災保険」から給付を受けることができます。また、正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、1日だけのアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事が原因の病気やケガ、通勤途中の事故で治療を受けるときは、健康保険を使えません。病院で受診するときに、窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として治療は無料で受けることができます。また、仕事が原因のケガなどで仕事を休み、アルバイト代をもらえない場合は、その期間中、給料の約8割に相当する補償を受けることができます。(参考:労働者災害補償保険法)